

東総地区広域市町村圏事務組合公告第6号

令和元年5月8日

東総地区広域市町村圏事務組合
管 理 者 明 智 忠 直

1 入札に付する事項

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| (1) 委託業務名 | 広域ごみ処理施設建設に係る構成3市中継施設整備基本設計業務 |
| (2) 委託業務の箇所 | 東総地区広域市町村圏事務組合 構成市管内（銚子市、旭市、匝瑳市） |
| (3) 委託業務内容 | 別紙仕様書等のとおり |
| (4) 業務委託期間 | 契約締結日の翌日から令和2年3月27日まで |
| (5) 予定価格 | 事後公表 |
| (6) 最低制限価格 | 無 |
| (7) 支払条件 | 一括払い |
| (8) 入札保証金 | 免除 |
| (9) 契約保証金 | 免除 |
| (10) 契約書の作成 | 必要 |

2 参加資格

下記の全てを満たしていること。

- (1) 銚子市、旭市及び匝瑳市（以下「関係市」という。）すべての平成30・31年度入札参加資格者名簿に登載（登録部門：測量・コンサルタント、希望業種 大分類：土木関係建設コンサルタント業務、中分類：廃棄物）されている者で、関係市いずれかの建設工事等請負業者指名停止措置要領（旭市においては要綱）に基づく指名停止措置及び建設工事等暴力団対策措置要綱（匝瑳市においては契約に係る暴力団等排除措置規則、旭市においては契約に係る暴力団等排除措置要綱）に基づく指名除外措置を、当該入札の公告日から開札日までの間、受けていないこと。
- (2) 国土交通省の建設コンサルタントの事業登録（廃棄物部門及び建設環境部門）を受けていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次に掲げる者でないこと。
ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は当該入札の公告日前6か月以内に手形及び小切手を不渡りした者

- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (4) 関係市の市税に滞納がないこと。（法人にあつては当該法人及び代表者に滞納がないこと。）
- (5) 公告日現在において、千葉県内に契約委任をした本支店又は営業所があること。
- (6) 公告日から過去10年間に、国又は地方公共団体が発注する一般廃棄物（ごみ）の一時貯留及び積み替え機能を持った中継施設の整備に関する基本構想策定業務、基本計画策定業務、基本設計業務、実施設計業務、発注支援業務のいずれかを受託（契約書を作成し完了したものに限る。）した実績を有すること。
- (7) 業務の円滑な遂行を図るため、十分な経験を有する管理技術者と主任技術者を配置できること。また、主任技術者は業務の全般にわたり包括的管理を行わなければならない。なお、主任技術者は、管理技術者との兼任は認めない。
 - ① 管理技術者は、以下の要件をすべて満足すること。
 - ア 技術士（総合技術監理部門の衛生工学部門（廃棄物管理、廃棄物管理計画または廃棄物処理））の資格を有すること。
 - イ 本業務の入札日現在、6か月以上の恒常的雇用関係にあること。
 - ② 主任技術者は、以下の要件をすべて満足すること。
 - ア 技術士（衛生工学部門の廃棄物管理、廃棄物管理計画または廃棄物処理）の資格を有すること。
 - イ 本業務の入札日現在、6か月以上の恒常的雇用関係にあること。

3 設計図書等の貸出

- (1) 貸出方法 東総地区広域市町村圏事務組合ホームページでのダウンロードを原則とする。ただし、この方法によることができない者のみ、組合施設整備課において印刷物を配付するものとする。
 - なお、「広域ごみ処理施設建設に係る中継施設整備基本計画（平成30年3月作成）」についてはホームページに掲載していないため、参考図書として、施設整備課において直接貸出するものとする。
 - 印刷物及び参考図書の貸出を申請する場合は、組合施設整備課に電話で貸出日を予約し、設計図書貸出申請書（第4号様式）を持参の上、貸出を受けるものとする。

- (2) 貸出期間 公告日から令和元年5月21日（火）正午まで
※土曜日、日曜日及び祝日は除く
- (3) 貸出場所 東総地区広域市町村圏事務組合 施設整備課
千葉県銚子市若宮町1番地の1（銚子市役所4階）
電話番号0479-24-8101

4 設計図書に関する問い合わせ

- (1) 質問受付期限 公告日から令和元年5月16日（木）正午まで
- (2) 質問書提出方法
質問は、書面（様式任意）によるものとし、組合施設整備課宛てにファックス又は電子メールにファイル（ファイル形式はMicrosoft Wordとする。）を添付して提出すること。また、質問を送付した旨の電話連絡をすること。
- (3) 質問受付先 東総地区広域市町村圏事務組合 施設整備課
電話番号 0479-24-8101
ファックス 0479-22-3466
電子メールアドレス toukou-seibi@tksj.jp
- (4) 質問に対する回答は、令和元年5月21日（火）午後5時までに、組合ホームページの入札・契約情報関係に掲載する。（URL:<http://www.tksj.jp/>）

5 入札書の提出（第1号様式）

- (1) 入札方法 郵送のみ（郵便書留又は簡易書留のいずれか）
- (2) 入札書郵送到着期限 令和元年5月27日（月）午後5時必着
- (3) 入札書郵送先 〒289-2521
千葉県旭市ハの612番地の1
東総地区広域市町村圏事務組合 総務課
電話番号0479-62-3305
- (4) 別送する書類 使用印鑑届兼委任状
- (5) 留意点 入札書と使用印鑑届兼委任状は必ず別送し、両書類とも入札書郵送到着期限までに必着とする。

6 開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和元年5月29日（水）午前11時00分から
- (2) 場所 東総地区広域市町村圏事務組合大会議室
（千葉県旭市ハの612番地の1）
- (3) 開札の立会い 開札の立会いを予定する入札参加者は、開札日に組合が指定する委任状を提出すること。また、開札日の前日までに組合総務課（電話番号0479-62-3305）へ開

札の立会いをする旨の連絡をすること。委任状の様式等詳細は東総地区広域市町村圏事務組合郵送・事後審査方式制限付一般競争入札実施要領を参照すること。

7 落札候補者となった場合に提出する書類

- (1) 落札候補者は、次のとおり一般競争入札参加資格証明書類を提出しなければならない。

ア 提出期限 令和元年5月31日（金）午後5時まで

イ 提出場所 東総地区広域市町村圏事務組合 総務課
千葉県旭市ハの612番地の1

ウ 提出方法 直接持参

- (2) 提出書類

ア 入札参加資格審査申請書（第5号様式）

イ 国土交通省の建設コンサルタントの事業登録（廃棄物部門及び建設環境部門）を受けていることを確認できる書類の写し

ウ 業務実績を確認できるもの（例：契約書の写し等）

エ 配置予定技術者の経歴書、恒常的雇用関係を確認できるもの（保険証等の写し）、資格・登録証等の写し

オ 関係市の契約担当課に提出した使用印鑑届兼委任状の写し

カ 関係市内に本支店または営業所がある場合は、市税の完納証明書（提出以前3か月以内に発行されたもの又は発行されたものの写し）

8 その他

- (1) 本入札の参加に係る費用は全て参加者の負担とする。
- (2) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (3) 様式等詳細は東総地区広域市町村圏事務組合郵送・事後審査方式制限付一般競争入札実施要領及び東総地区広域市町村圏事務組合入札約款を参照すること。